

兵庫県公報

平成19年1月26日 号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

○県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	ページ	1
○兵庫県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（同）	2	
○財務規則の一部を改正する規則（会計課）	2	
○収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（同）	4	
○警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則（警察本部会計課）	4	

公布された法令のあらまし

○県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（規則第1号）

県民の利便性の向上を図るために、自動車の登録の申請等を電子情報処理組織を使用して行った場合に自動車税及び自動車取得税を納付するときは、口座振替請求書の提出を必要としないこととした。

○兵庫県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第2号）

自動車の登録の申請等を電子情報処理組織を使用して行った場合に係る自動車税の徴収及び自動車取得税の納付の方法を定める規定の施行期日を平成19年1月29日とすることとした。

○財務規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 県民の利便性の向上を図るために、電子情報処理組織を使用して行う申請、届出その他の手続に係る歳入の納付の手続等について所要の整備を行うこととした。

2 県が口座振替の方法により支払をしたときに行っている受取権者の通帳への印字の内容を、受取権者が当該支払の内容を容易に特定することができるよう変更したことに伴い、口座振替通知書による通知を廃止することとした。

○収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）

警察手数料徴収条例の一部改正に伴い、自動車の保管場所の確保等に関する法律に関する警察手数料のうち自動車保管場所証明書交付手数料を自動車保管場所証明書交付申請手数料に改めることとした。

○警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則（規則第5号）

警察手数料徴収条例の一部改正に伴い、その全部又は一部を免除する警察手数料の名称について所要の整備を行うこととした。

規 则

県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第1号

県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

県税等に係る財務規則の特例に関する規則（昭和39年兵庫県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「昭和22年政令第10号」を「昭和22年政令第16号」に改め、同条ただし書中「場合」の右に「又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請その他の手続に係る徴収金を納付若しくは納入する場合」を加える。

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

~~~~~  
兵庫県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第2号****兵庫県税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**

兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第50号）附則第1項第6号に規定する規則で定める日は、平成19年1月29日とする。

~~~~~  
財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第3号**財務規則の一部を改正する規則**

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第36条に次のただし書きを加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請、届出その他の手続に係る歳入の納付（以下「電子納付」という。）をする場合においては、この限りでない。

第39条の次に次の1条を加える。

（収納済報告書の作成）

第39条の2 歳入管理者は、公金機関から第129条の2の規定による報告を受けたときは、直ちに収納済報告書（様式第15号の2）を作成しなければならない。

第68条第1項中「するとともに、当該受取権者に口座振替の方法により支払をした旨を口座振替通知書（様式第35号）により通知しなければ」を「しなければ」に改める。

第129条第1項中「第36条」を「第36条本文」に改め、同条第2項中「方法」の右に「（電子納付の方法を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（電子納付の方法による収納）

第129条の2 公金機関は、納入義務者から電子納付の方法により歳入の納付があつたときは、即日、当該公金機関の県の預金口座に受入れるとともに、収納済通知書に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して、歳入管理者に報告しなければならない。

第194条第1項第1号中「（調定決定書）」を「又は収納済報告書（これらに係る調定決定書）」に改める。

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2（第39条の2関係）

収 納 済 報 告 書	
所管課・かい	
手続名	
根拠規定	
到達番号	
申請者名 (納入義務者名)	
納付番号	確認番号
金額	納期限
納付済額	収納日
納付目的等	
備考	
払込番号	

様式第35号及び様式第36号を次のように改める。

様式第35号及び様式第36号 削除

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。ただし、第68条第1項、様式第35号及び様式第36号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

~~~~~  
収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第4号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項9(1)を次のように改める。

(1) 自動車保管場所証明書交付申請手数料

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

~~~~~  
警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第5号

警察手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

警察手数料の免除に関する規則（平成12年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「自動車保管場所証明書交付手数料」を「自動車保管場所証明書交付申請手数料」に改める。

附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。